

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第968号)

平成23年11月11日

横 情 審 答 申 第 968 号

平 成 23 年 11 月 11 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成22年12月7日港南土第2120号による次の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

「承諾書（特定文書番号）」の一部開示決定に対する異議申立てについて  
の諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「承諾書（特定文書番号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「承諾書（特定文書番号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月20日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記載されている、個人の氏名、住所、地番及び個人印の印影については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 本件請求に当たっては、港南土木事務所の職員に横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報本人開示請求か、条例に基づく開示請求のいずれによって請求すべきかを確認し、条例に基づく開示請求で良いとの回答を得て、特定年月日に条例に基づく開示請求を行った。後日、港南土木事務所の職員より電話で、「本件は、個人情報本人開示請求にて開示するものであり、提出し直せ」との話があった。

港南土木事務所の職員に言われるまま、個人情報保護条例に基づく個人情報本人開示請求書を特定年月日に提出し直したにもかかわらず、条例に基づく開示請求に基づき黒く塗り潰した意味のない行政文書を交付する行為は納得できるものではない。

また、開示請求に係る経過を考えれば、条例に基づく開示請求については、申立人

に対し、取消し又は取下げを求めるべきではないか。交付手数料の返還を求めるとともに、返還請求にかかった費用を請求する。

## 5 審査会の判断

### (1) 道水路等境界調査について

横浜市は、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷等（以下「道水路等」という。）とこれらに接する土地（以下「隣接地」という。）との境界を明らかにするために、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号）に基づき、道水路等境界調査（以下「境界調査」という。）を実施している。境界調査には、道水路等と隣接地との境界が確定していない場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いによる協議の上、当該隣接地の所有者の同意を得て境界を確定する境界明示と、道水路等と隣接地との境界が既に確定している場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いの上、当該隣接地の所有者の同意を得て資料図に基づき当該境界を確認する境界復元とがある。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、境界調査の際に、道水路等と隣接地の境界を、関係土地所有者と立会い協議の上、境界の確定又は確認（以下「確定等」という。）を行った記録として、当該隣接地所有者と横浜市職員と現場で協議の上、表示したとおり承諾する旨の承諾書である。

### (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている承諾者の氏名、住所及び個人印の印影並びに承諾者が境界を承諾した地番について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立文書に記録されている承諾者の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

また、承諾者が境界を承諾した地番については、開示すると土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、当該土地の所有者及び承諾者の氏名及び住

所が容易に推測され、その結果、当該道水路等の境界の確定等に当たって、承諾者の氏名等が明らかとなり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

エ 前記ウにおいて、本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

#### (4) 情報公開制度に係る事務手続等について

本件異議申立ては、平成22年2月19日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから9月余を経過した平成22年12月7日に至ってようやく当審査会に諮問しており、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。実施機関においては、諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対応するよう、十分に留意すべきである。

なお、実施機関は、条例及び個人情報保護条例に係る手続において、市民に対して適切に対応するよう望むものである。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                                                                                | 審 査 の 経 過                |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 平成22年12月7日                                                                           | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成22年12月17日<br>(第112回第三部会)<br>平成23年1月13日<br>(第177回第一部会)<br>平成23年1月14日<br>(第183回第二部会) | ・諮問の報告                   |
| 平成23年1月17日                                                                           | ・異議申立人から意見書を受理           |
| 平成23年8月9日<br>(第197回第二部会)                                                             | ・審議                      |
| 平成23年9月13日<br>(第198回第二部会)                                                            | ・審議                      |
| 平成23年9月27日<br>(第199回第二部会)                                                            | ・実施機関から事情聴取<br>・審議       |
| 平成23年10月14日<br>(第200回第二部会)                                                           | ・審議                      |